

# 11月祭前夜祭における外部団体による不当介入の 疑義について

法科大学院2年 川田広尚

今般、第67回11月祭において、「11月祭における外部団体連携行為に関する規程（2025年6月29日全学実行委員会決定、以下規程という）」に反すると解される行為があったので、本件につき、全学実行委員会において対応をお願いしたい。

## 1. 疑義のある行為

11月祭前夜祭において、その会場となる吉田南グラウンドに、レッドブル（エナジードリンク）のラッピングカーが乗り入れ、またそのサンプリング（無料頒布）が行われたこと。

## 2. 外部団体連携行為違反にあたる可能性のあることについて

①「企画」該当性については、「京大生を主体とした、11月祭事務局が対応する企画」と定義されている。11月祭前夜祭は、事務局が全面的に対応しておらず、京都大学応援団がその主催である。しかし、11月祭本祭で吉田南グラウンドに出店する模擬店企画の一部が、本祭と同じテント位置で前夜祭に参加しており、また、その参加募集は10月1日の第1回企画担当者説明会<sup>a</sup>で実施されている。以上からすると、11月祭前夜祭と11月祭本祭は一体のものであり、「11月祭事務局が対応する企画」であることができる。

②「外部団体連携行為」該当性は、京都大学応援団ないし、11月祭前夜祭に関わる団体が、レッドブル社という外部団体と関わりを持っていることからこれに当たる。特に、「提供」及び「顯示」にまたがる行為であるといえる。

③そして、事前の申請及びそれに対する受諾があったかは（レジュメ作成者からは）不明である。しかし、仮に申請が受諾されているとしても、規程における「回答における判断基準」を踏まえれば、特に、「外部団体の宣伝等が企画出展者の意思に依拠することなく直接的な目的」になっており、「外部団体の意思に基づいた営利活動となってい」ることから、申請は受諾されるべきものではなかったといえる。

## 3. 補足

①規程は、2024年6月7日実施の全学実行委員会において提案された「11月祭における不適切

<sup>a</sup><https://student.nf.la/pdf/manual/2025/mogi/%E7%AC%AC1%E5%9B%9E%E4%BC%81%E7%94%BB%E6%8B%85%E5%BD%93%E8%80%85%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A%E3%82%B9%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%89.pdf>

な企画について<sup>b</sup>」及びそれ以降累次の議論を踏まえてなされたものである。その際に、以下のように述べられている。すなわち、規制理由は、「学生らによる自主的・主体的 11 月祭」することであり、「企画出展者である学生団体及び学生個人の自主性及び主体性を有さない企画は認められない」としている。この趣旨は現在の規程にも生きているように思われる。そして、その際、「これにより認められない企画の典型は以下のようなものである。すなわち、学生を傀儡にして企業の宣伝に利用されるような企画、例えば、学生 1 名を企画責任者に据えて、実際の企画実施者は企業の従業員をして実施し、その内容も専ら企業の販促活動（市販品のサンプリング等）に終始するような企画である。」と述べていることには留意されたい。

②11 月祭事務局は 11 月祭前夜祭の主催である京都大学応援団に対し、仮に 11 月祭前夜祭が全学実行委員会の決定に服さないものであるとしても、11 月祭全体の理念を十分に踏まえたうえで、その運営に当たられるよう十分に留意するよう申し入れるべきであると考える。

---

<sup>b</sup> [https://student.nf.la/pdf/zengakujitsu/past\\_edition/2024/20240607/66\\_suggestion\\_2\\_2.pdf](https://student.nf.la/pdf/zengakujitsu/past_edition/2024/20240607/66_suggestion_2_2.pdf)